宮崎県土地改良事業測量作業規程

令和3年2月25日 国国地第122号 変更承認

宮崎県農政水産部

宮崎県土地改良事業測量作業規程

宮崎県土地改良事業測量作業規程は、農林水産省農村振興局測量作業規程(令和3年2月1日付国国地第96号)を準用する。

この場合において、作業規程の第1条第1項中「農林水産省地方農政局」とあるのは「宮崎県」と、同条第2項「農林水産省地方農政局」とあるのは「宮崎県」と、附則中「令和3年2月3日」とあるのは「承認日」とそれぞれ読み替えるものとする。



公共測量作業規程変更承認書

宮崎県知事
河野 俊嗣 殿

令和 3 年 2 月 10 日付け 26930-1747 で変更申請のあった宮崎県土地改良事業測量作 業規程は、測量法(昭和 24 年法律第 188 号)第 33 条第 1 項の規程により承認する。

令和3年2月25日

国土交通大臣